

# 今が…大型投資のチャンス! BOI 特別パッケージの Thailand Plus Plus



**2020年**内に**5億**バーツ以上の  
投資を実施

-または-

**2021年**内に**10億**バーツ以上の  
投資を実施

(以上は土地代と運転資金を除く)



グループA1、A2、およびA3の  
製造業およびサービス業が対象



基本免税期間終了後

さらに

5年間

50%

減税

2019年1月2日から  
2020年12月30日までに  
申請された事業に適用

# Thailand Plus Plus

タイ投資委員会（BOI）は直近の大型投資を促進する目的で  
「タイランド・プラス・プラス」の恩典を承認  
追加恩典が受けられる今が大型投資のチャンス！

## 要旨：

タイ投資委員会（BOI）は、投資奨励業種表において A1 グループ、A2 グループ、A3 グループ 事業として指定され、法人所得税免除の恩典が 5～8 年間付与される ターゲット産業を対象に、下記の条件を満たす大型プロジェクトに追加で恩典を付与します。

※但し、航空輸送事業、海上輸送事業など事業所のない事業、および特別経済開発区に立地する業種 2.17、6.15、6.16、6.17、7.24 は除きます。

## 一般投資奨励対象業種表：

タイ投資委員会（BOI）ガイド 2019 年版内

[https://www.boi.go.th/upload/content/A\\_Guide\\_2019\\_JP.pdf](https://www.boi.go.th/upload/content/A_Guide_2019_JP.pdf)

## 条件：

- 仏暦 2562 年（2019 年）1 月 2 日～仏暦 2563 年（2020 年）12 月 30 日までの間に奨励申請書を提出すること。
- 2020 年 2 月 6 日から 2020 年 12 月 30 日までに 5 億バーツ以上（土地代と運転資金を除く）の投資を実施するか、または 2020 年 2 月 6 日から 2021 年 12 月 30 日までに 10 億バーツ以上（土地代と運転資金を除く）の投資を実施すること。
- インベストメント・イヤーの投資促進措置または投資加速措置に基づく被奨励プロジェクトが当該条件に合致する場合は、本措置に基づく恩典を申請するために証拠を提示することができる。
- 機械輸入期間の延長は認められないが、操業期限の延長は検討の余地がある。
- 仏暦 2565 年（2022 年）6 月の最終営業日までに所定の書式により投資済み投資証拠を提出すること。

## 恩典：

法人所得税免除期間終了後、追加で 5 年間にわたり法人所得税を 50%減税

※この他の基本的な恩典としては、プロジェクトに使用する機械輸入税の免除や輸出用 製品に使用される原材料輸入税の免除、土地の所有権の付与や外国人のビザと就労許可取得の円滑化があります。

BOI 布告：（詳細は 3 ページ目 または 下記のリング）

[https://www.boi.go.th/upload/content/No3\\_2563JP.pdf](https://www.boi.go.th/upload/content/No3_2563JP.pdf)

BOI のホームページ：

<https://www.boi.go.th/ja/index/>

## 連絡先：

本情報便の内容についてのご質問、タイ進出に関するご相談がおありの方は、ぜひお気軽に下記のタイ投資委員会（BOI）東京事務所またはタイ投資委員会（BOI）大阪事務所までご連絡を頂ければと存じます。

### BOI 東京事務所

タイ王国大使館経済・投資事務所  
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-3  
福田ビルウエスト 8 階  
Tel. : 03 3582 1806  
E-mail : [tyo@boi.go.th](mailto:tyo@boi.go.th)

### BOI 大阪事務所

タイ王国大阪総領事館  
〒541-0056 大阪府大阪市中央区 久太郎町  
1-9-16 バンコク銀行ビル 7 階  
Tel. : 06 6271 1395  
E-mail : [osaka@boi.go.th](mailto:osaka@boi.go.th)

※BOI 大阪事務所の管轄エリアは、関西、中国および四国

(非公式訳)

投資委員会布告  
第 3/2563 号  
件名：投資促進措置

-----  
仏暦 2557 年(2014 年)12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名：投資奨励政策  
および基準に引き続き、

ターゲット産業における大型プロジェクトの国内への投資が迅速に行われるよう促  
進するため、仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、および第 35 条  
の権限に基づき、投資委員会は以下の通り発布する。

第 1 項 仏暦 2562 年(2019 年)10 月 28 日付投資委員会布告第 4/2562 号、件名：投  
資促進措置を廃止する。

第 2 項 全ての県を投資奨励区とする。

第 3 項 条件

3.1 グループ A1、A2、および A3 における事業であること。ただし、航空  
輸送事業、海上輸送事業など事業所のない事業、および特別経済開発区に立地する業種  
2.17、6.15、6.16、6.17 および 7.24 は除く。

3.2 各投資奨励措置により合計 8 年間を超えない法人所得税免除恩典を付  
与されたプロジェクトであること。

3.3 土地代および運転資金を除いた投資金額は以下の通りである。

(1) 2020 年 2 月 6 日から 2020 年 12 月 30 日までに 5 億バーツ以上の  
投資を実施すること。または

(2) 2020 年 2 月 6 日から 2021 年 12 月 30 日までに 10 億バーツ以上の  
投資を実施すること。

3.4 機械輸入期限の延長は認められない。ただし、操業開始期限の延長は  
検討の余地がある。

第 4 項 第 3 項の条件通りに実行したプロジェクトは法人所得税免除期間が終了し  
た日から 5 年間にわたり、法人所得税の 50%減税恩典が付与される。

第 5 項 本布告は 2019 年 1 月 2 日から 2020 年の最終営業日までの間に投資奨励を  
申請するプロジェクトに適用する。

第 6 項 本投資促進措置に基づく追加恩典の申請は 2022 年 6 月の最終営業日までに  
事務局が指定する書式を用いて、投資実施済みの証拠を提出すること。

直ちに有効とする。

発布日：仏暦 2563 年 (2020 年) 3 月 11 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長